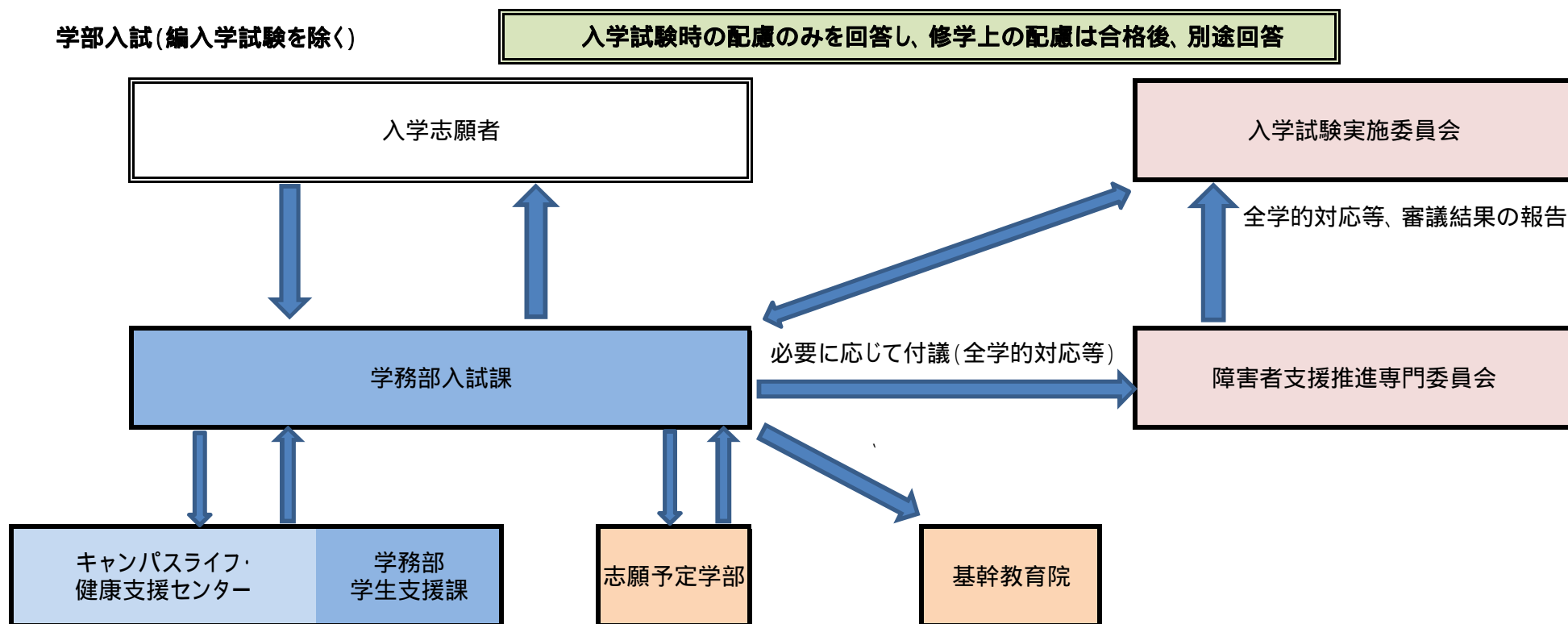


障害等のある入学志願者からの事前相談に対する配慮決定の流れ



志願者からの申請

キャンパスライフ・健康支援センターへ申請内容の是非を相談

キャンパスライフ・健康支援センターからの回答

上記 の回答を付し、志願予定学部に入學試験時における配慮内容の検討を依頼

上記 の回答を付し、基幹教育院へ情報提供 (修学上の配慮は合格後に検討)

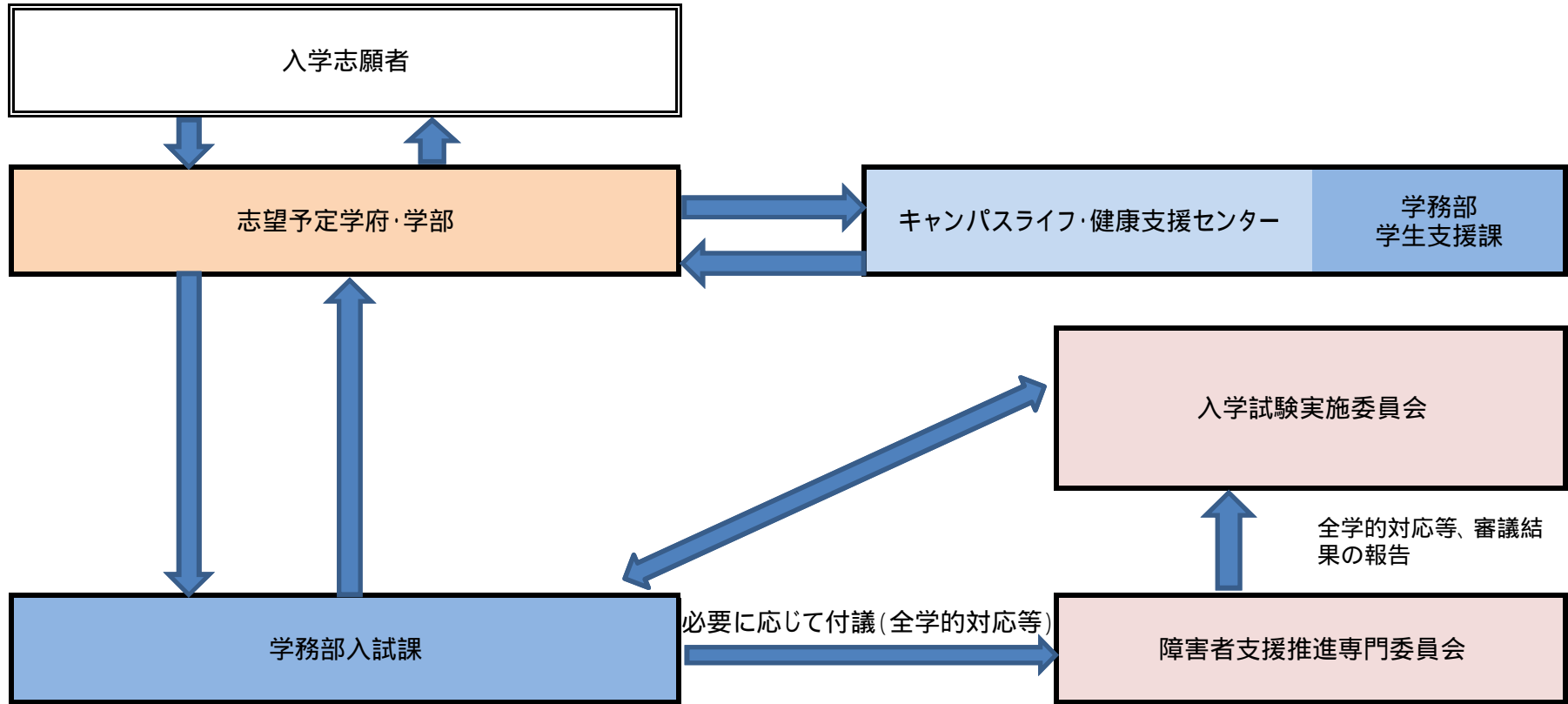
志願予定学部から入学試験時における配慮事項(案)の提出

入学試験実施委員会で審議のうえ、配慮事項を決定

志願者へ決定した配慮事項を通知(修学上の配慮は合格後に別途、回答する旨記載)

学府・学部(編入学)入試

入学試験時の配慮のみを回答し、修学上の配慮は合格後、別途回答



志願者からの申請

キャンパスライフ・健康支援センターへ申請内容の是非を相談

キャンパスライフ・健康支援センターからの回答

上記 の回答を踏まえ、入学試験時における配慮事項(案)を作成し、入学試験実施委員会へ上申

入学試験実施委員会で審議のうえ、配慮事項を決定

入学試験実施委員会の審議結果(配慮事項)を通知

志願者へ決定した配慮事項を通知(修学上の配慮は合格後に別途、回答する旨記載)